

提案する諸条例等の制定要旨

議案第19号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

この条例制定は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、南あわじ市監査委員条例及び南あわじ市下水道事業の設置等に関する条例において引用する同法の条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を地方自治法等の一部を改正する法律の施行日（令和2年4月1日）と定めています。

議案第20号 南あわじ市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方公務員法の改正を受け、人事評価制度等による人事管理の徹底を図るため、「勤務実績がよくない場合」等について、分限事由の一つとして明確化するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。

議案第21号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、都市計画審議会における会長の報酬を委員と別に定めるもの、及びケーブルテレビ事業の民営化に伴い南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設放送番組審議会を廃止し、新たに放送法（昭和25年法律第132号）第6条第1項の規定に基づく南あわじ市ケーブルテレビ自主放送番組審議会を設置するものにより、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。

議案第22号 南あわじ市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、令和2年3月31日付けで廃止される南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例及び南あわじ市ケーブルネットワーク淡路光ファイバ及び自営柱の使用に関する規則に基づき貸与していたケーブルテレビ施設を引き続き貸与するため、行政財産使用料を新たに規定するもの、年額の他月額でも定めることができるようにするもの及び入札又はこれに準ずる方法により定めることができるよう所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和2年4月1日と定めています。

議案第 2 3 号 南あわじ市学ぶ楽しさ日本一基金条例制定について

この条例制定は、子どもたちがやりたいことを見つけ、自ら努力し、成長し、能力を最大限に伸ばせる「学ぶ楽しさ日本一」の教育環境づくりに取り組むことで、夢と志を持つ未来を担う人づくりに資するため、資金を積み立てる基金を設置することに関し必要な事項を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 2 4 号 南あわじ市犯罪被害者等支援条例制定について

この条例制定は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として制定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 2 5 号 南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 3 7 号)の施行に伴い、一定の要件のもとで成年被後見人による印鑑登録を可能とするもの、及び印鑑登録原票の一部を電子化するものにより、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 2 6 号 南あわじ市手数料条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 1 6 号)第 4 条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 2 5 年法律第 2 7 号)が改正され、通知カードが廃止されることになったため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日と定めています。

議案第 27 号 南あわじ市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、家賃等未払いの債務があるとき、敷金をもってその債務の弁済にあてることができるとするものその他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 28 号 南あわじ市営特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行され、家賃等未払いの債務があるとき、敷金をもってその債務の弁済にあてることができるとするものその他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 29 号 南あわじ市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、南あわじ市福良地区内にある福良児童公園について、土地所有者である南あわじ市福良財産区からの返還の申出を受け、福良児童公園を廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を令和 2 年 4 月 1 日と定めています。